

令和6年6月28日

令和6年第2回貝塚市議会定例会会議事項

(議会議案関係)

目次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議会議案	5	健康保険証の廃止の延期を求める意見書の件	3
〃	6	2025 年大阪・関西万博の開催の不安要素を払拭することを求める意見書の件	4
〃	7	核兵器禁止条約第 3 回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書の件	5

議会議案第 5 号

健康保険証の廃止の延期を求める意見書の件

健康保険証の廃止の延期を求め、本市議会は次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 6 年 6 月 28 日提出

提 出 者 貝塚市議会議員 南 野 敬 介
出 原 秀 昭

健康保険証の廃止の延期を求める意見書

マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、2024 年 12 月 2 日に現行の健康保険証を廃止することが決まった。

国会審議を通じては、障がい者、認知症の方や高齢者などが、マイナンバーカードの手続き、取得、管理ができずに、制度的に健康保険証を持っていない人にされかねない問題が明らかになった。

また、マイナンバーカードを巡っては問題が続出している。とりわけ「マイナ保険証」に関しては、窓口で無効と判断されて医療費の 10 割が請求された事例や他人の情報がカードに紐づけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす恐れのある深刻な問題が顕在化している。

さらに被保険者や医療現場からも懸念の声が上がるなど、国民の不安も解消されないままに廃止が決定され、国民皆保険制度の根幹が揺らごうとしている。

いま必要とされることは、あまりにも拙速な保険証の廃止決定について、国民の理解が得られるまで「廃止を延期」することである。

よって、本市議会は国に対して、下記のとおりに要望する。

記

1. マイナンバーカードと一体化された「マイナ保険証」については、その制度に対する国民の不安が払拭され、理解が得られるまでは、現行健康保険証の廃止を延期すること。
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

貝 塚 市 議 会

議会議案第 6 号

2025 年大阪・関西万博の開催の不安要素を払拭することを求める意見書の件

2025 年大阪・関西万博の開催の不安要素を払拭することを求め、本市議会は次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 6 年 6 月 28 日提出

提 出 者 貝塚市議会議員 南 野 敬 介
谷 口 美保子
前 園 隆 博
出 原 秀 昭

2025 年大阪・関西万博の開催の不安要素を払拭することを求める意見書

2025 年 4 月から 10 月まで大阪市の夢洲で開催が予定されている大阪・関西万博(以下「万博」という)は会場建設の遅れ、莫大な税金投入の妥当性、会場の危険性、能登半島地震復興への影響など様々な問題が指摘されている。

また、会場となる夢洲の土壌にはダイオキシンやヒ素、PCB、六価クロムが含まれ、地震等災害の際には汚染物質が染み出すおそれがあり、災害時に夢洲へのルートである夢舞大橋と夢咲トンネルが閉鎖されれば、1 日の来場者とされる 20 万人から 30 万人が孤立してしまう危険性もある。さらに 3 月 28 日には夢洲の建設現場でガス爆発事故が発生した。このような場所に大規模集客施設を建設すること自体が危険である中、大阪府では府内在住の小学生から高校生までの子どもら約 88 万人を対象に、学校教育活動の一環として無料招待するとしている。3 月に大阪府教育委員会が各学校向けの説明会を実施したが、その内容は「見学できるパビリオンの事前指定不可や教員の下見期間が未定」で、学校側は保護者へモデルコースを提示できず混乱している。

よって本市議会は、国及び大阪府に対して、以下の事項を要望する。

1. 能登半島地震の被災地復興を最優先しつつ、2025 年の大阪・関西万博の開催の不安要素を払拭すること。
2. 大阪府が計画する「2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」を中止も含め再検討し、実施する場合は、児童・生徒の安全確保に努め、引率する教員等の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

貝 塚 市 議 会

議会議案第 7 号

核兵器禁止条約第 3 回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書の件

核兵器禁止条約第 3 回締約国会議にオブザーバー参加を求め、本市議会は次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 6 年 6 月 28 日提出

提 出 者 貝塚市議会運営委員会
委 員 長 南野 敬介

核兵器禁止条約第 3 回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書

2017 年 7 月に国連で採択された「核兵器禁止条約」の批准国が 2020 年 10 月に 50 か国に達し、2021 年 1 月に条約として発効された。2024 年 1 月 15 日に新たにサントメ・プリンシペ共和国が署名し、署名国は 93 か国、批准国は 70 か国となっている。また、2022 年 6 月にオーストリアの首都ウィーンで開かれた第 1 回締約国会議には、80 か国以上が参加し、署名国以外にも北大西洋条約機構（NATO）加盟国である、ドイツ、ノルウェー、オランダもオブザーバーとして参加した。また、第 2 回締約国会議には 94 か国が参加し、署名国以外にもドイツやオーストラリアなどオブザーバー 35 か国が参加した。

この条約では、核兵器を壊滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であるとし、国際連合憲章、国際人道法、国際人権法に反するとして、核兵器を国際法上初めて違法なものとした。また、開発、実験、生産、製造、取得、保有、威嚇に至るまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止するとともに、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。さらに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、核実験被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

昨年 8 月 6 日の広島での平和記念式典で、松井一實広島市長は「核による威嚇を行う為政者がいるという現実を踏まえるならば、世界中の指導者は、核抑止論は破綻しているということを直視し、私たちを厳しい現実から理想へと導くための具体的な取組を早急に始める必要があるのではないだろうか」「日本政府には被爆者を始めとする平和を願う国民の思いをしっかりと受け止め、核保有国と非核保有国との間で現に生じている分断を解消する橋渡し役を果たしていただきたい。そして、一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となり、核兵器廃絶に向けた議論の共通基盤の形成に尽力するために、まずは本年 11 月に開催される第 2 回締約国会議にオブザーバー参加していただきたい」と平和宣言を読み上げた。しかし、日本政府はオブザーバー参加をしなかった。次回締約国会議が 2025 年 3 月に予定されており、ぜひ日本政府が参加されることを望む。

よって、本市議会は、唯一の戦争被爆国である日本政府及び国会に対して、核兵器禁止条約に署名・批准するまでの間、オブザーバーとして締約国会議に参加することを求める。
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

貝 塚 市 議 会